

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 4 年 1 月 1 2 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、主に以下のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

本件処分のうち、本件転居前住宅の敷金（保証金）の返戻金 2, 0 0 0 円は、日本国内の会計制度や他法において収入でなく資産である。また、自由に換金できる資産ではなく、転居等の退去により返金される資産であり、家賃とは性質を異とするものである。

なお、本件処分のうち、家賃として二重に受け取った 3 4, 0 1 0 円については認める。

転居に当たり、転居前の住宅と転居後の住宅との契約期間の重なりが少なくなるように努めるべきではあるが、実際に重なりが生じるのが通例である。本件の場合は、処分庁による転居指導によるものであるから、本件転居後住宅への転居に伴い、請求人が新たに購入するものなどがあっても、これらを経費として認めることなく、

その全額を保護開始後間もない請求人に負担させるのは酷と考える。

敷金（保証金）の返戻金については、その全額を一律に収入認定するのではなく、収入認定する場合にあっても、必要経費として認定する余地があるものとする。そして、このことは、最低限度の文化的な生活の扶助を趣旨とする生活保護制度においては妥当なものとする。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年6月19日	諮問
令和5年7月19日	審議（第80回第3部会）
令和5年8月22日	審議（第81回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護基準・保護の種類

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。保護費の額の算定は、保護基準によつ

て、法 11 条 1 項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところから従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、法 11 条 1 項 3 号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げ、法 14 条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

(2) 臨時的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 7・2 によれば、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要（新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要等）のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであるとしている。

(3) 家賃、間代、地代等の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7・4・(1)・アは、家賃、間代、地代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定することとしている。

(4) 届出の義務及び収入の認定について

法 61 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(5) 敷金の返還金の取扱いについて

次官通知第 8・3・(2)・エ・(イ)は、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額が世帯合算額 8,000 円を超える場合、その超える額を収入として認

定することとしている。なお、同・(3)は、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額（同・オ）及び保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額（同・カ）は収入として認定しないこととしている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問31・答は、転居等により、保護継続中の者に対し、敷金が返還される場合の取扱いについて、当該返還金は当該月以降の収入として認定すべきものであるとし、実施機関の指導又は指示により転居した場合には、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差し支えないとしている。そして、当該返還金を敷金等に当てさせた場合には、敷金等の経費について住宅扶助を行う必要はないものであるとしている。

さらに、「生活保護運用事例集2017」（平成29年3月発行 東京都福祉保健局生活福祉部保護課。以下「事例集」という。）問7-24は、敷金返還金を当該月以降の収入として認定する場合について、当該返還金が返還されるまで収入があるのかないのか不明であり、また、金額も返還されてはじめて確定することから、臨時的収入とみるのが妥当であるとし、「保険金その他の臨時的収入」（上記(4)）として、8,000円（月額）を超える金額を収入認定することとなるとしている。

(6) 保護の変更の申請に対する決定・通知

法24条9項により準用される法24条3項は、保護の実施機関は、保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

(7) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。そして、事例集は、法に定める事務の執行に当たっての解釈運用指

針である。

2 本件処分についての検討

(1) 敷金（保証金）について

退去時精算書に記載されている本件転居前住宅の敷金（保証金 30,000 円）について、処分庁は、本件転居前住宅の定期賃貸借契約書第 15 条 1 項が、賃借人が通常の使用に伴い生じた物件の損耗を除き原状回復したことを賃貸人が確認した後で「入居預り金」を返却すると定めているにとどまり、返還の有無、返還額やその時期が明らかでないことから、次官通知及び事例集（問 7-24）に記載の「保険金その他の臨時的収入」に当たると判断し、月額 8,000 円を超える額を収入として認定した額 22,000 円を令和 3 年 11 月分の収入として認定したことが認められる。

(2) 住宅扶助費について

請求人に対し、令和 3 年 10 月 1 日及び同年 11 月 1 日、本件転居前住宅に係る住宅扶助費がそれぞれ 53,700 円支給されていたところ、処分庁は、本件転居前住宅に係る退去時精算書の記載から、同年 11 月に 11 日分に相当する家賃相当額が日割りにより支払われていたことを確認し、残りの居住日数（19 日間）に相当する住宅扶助費の額 34,010 円を減額して認定したことが認められる。

(3) 小括

処分庁は、上記(1)及び(2)により、請求人の収入として認定した額である 22,000 円及び住宅扶助費を減額した額である 34,010 円の合計 56,010 円を返還額とする本件処分を行ったものであり、保護費の算定に当たって違算は認められない。

したがって、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに基づいて適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり、本件処分の取消しを求めているが、本件処分が法令等の定めに基づき適正に行われていることは、上記 2 のとおりである。

請求人の主張は、独自の見解であるというほかなく、採用することができない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一